

日薬発第63号

平成9年11月6日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会

会長 吉 矢 佑

薬局等における休日夜間の一般用医薬品販売体制の強化について

一般用医薬品の販売規制緩和の問題については、平成6年から論議されているところであり、平成7年4月に設置された行政改革委員会の規制緩和小委員会では、「夜間等緊急に必要な場合にすぐに医薬品を入手できるよう、消費者の利便性向上の観点からコンビニ等での販売を認めるべき」等の意見が述べられました。

その後、平成8年12月の行政改革委員会・規制緩和小委員会の意見として「医薬品の分類見直しによる一般小売店での販売」が取り上げられ、平成9年3月に閣議決定された規制緩和推進計画再改定において「医薬品のうち人体に対する作用が比較的緩和で、販売業者による情報提供の努力義務を課すまでもないものについて、一般小売店においても販売できるよう、医薬品のカテゴリーを見直す」こととされました。

厚生省ではこの閣議決定を受けて、平成9年6月より中央薬事審議会に医薬品販売規制特別部会を設置し、具体的な審議を行っております。

しかしながら、この医薬品販売規制特別部会の審議において、なお緊急的な必要性という観点から医薬品の販売規制を見直すべきとの意見が一部の委員から述べられております。

本会では、これまで関係団体とともに、安全性の観点から、薬剤師等専門家による服薬指導の重要性と休日夜間でも消費者の申出に対応していることなどを説明し、社会的規制として医薬品の販売規制は必要であり、規制緩和は絶対反対の立場で関係方面に理解を求めてまいりました。また、薬局側の対応をより強化・充実するため、平成7年には「薬局等における一般用医薬品の服薬指導、休日夜間の医薬品販売体制の強化について」（平成7年10月25日付日薬発第62号、別添参照。）により関係会員のご指導方をお願いしたところであります。

今般、本会では、昨今の状況を踏まえて、休日夜間における薬局・薬店の対応につき一層の徹底を図ることとし、平成7年10月の日薬通知に基づいた対応を強力に進めるとともに、薬局側の対応姿勢を国民に具体的に示すために、休日夜間における連絡先表示ステ

ッカーを下記のとおり作成し、薬局・薬店においてご掲示いただくことといたしました。

つきましては、平成7年10月の日薬通知の再徹底に加え、全ての薬局・薬店において早急に同ステッカーを掲示し、消費者から連絡があった場合には、迅速かつ確実に対応いただきますよう、貴会関係会員に対するご指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、同ステッカーの作成・配付につきましては、全日本薬種商協会と連絡・協調して実施することといたしておりますので、貴会におかれましても都道府県薬種商協会と連絡を取り、遺漏のないようお取り計らい下さい。

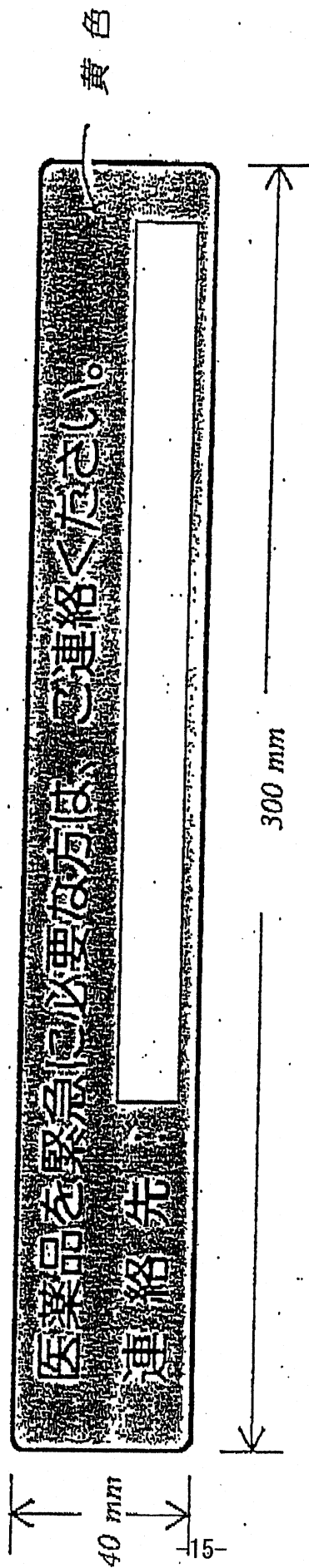
記

「休日夜間等の連絡先表示ステッカー」

1. 仕様 : 塩化ビニール製。縦40mm、横300mm (ノリ付き。別紙のとおり)
2. 送付枚数 : 平成8年12月末現在の薬局及び一般販売業 (卸売りを除く) の合計数+20~30部程度 (無償)
3. 送付時期等 : 11月13~14日頃に都道府県薬剤師会あて送付いたしますので、貴会から早急に関係会員に配付方お願いします。
※ 薬剤師会と薬種商協会とが同一建物に所在する場合は、薬剤師会あての中に薬種商協会分も同封いたしますので、当該道県薬剤師会におかれましては、薬種商協会への配付方よろしくお願い申し上げます。
4. 使用方法 : 各薬局、一般販売業において、閉局閉店時のシャッター等に貼付して下さい。ステッカーの「連絡先」欄には、次のうちから、消費者にとって最適な連絡先をご記入下さい。
なお、地域の薬局等が輪番制を採用している場合であっても、個々の薬局等の連絡先をできるだけ表示して下さい。
 - ① 電話番号 (夜間休日でも連絡が取れるもの。携帯電話など)
 - ② 「インターフォンを押して下さい」等のコメント
(薬局と住居が同一建物内あるいは近接している場合など)

以上

休日夜間等の連絡先表示ステッカー
(薬局薬店シヤッター等貼付用)



ノリ付き塩化ビニール(白色)製 強粘着・強耐光性 黄色と黒色の二色刷り